

中国における「土木」の語義と 歴史的変遷について

日本大学工学部 藤田 龍之

The Meaning and the Historical Process of
“Civil Engineering” in the Chinese

by Tatsushi FUJITA

概 要

現在われわれが使っている「土木」という言葉の語義について、その歴史的な変化について種々の文献から検討し、江戸時代末期に現在用いているのと同じ意味の言葉として成立したことを明らかにした。ここでは中国の文献に現れる「土木」という言葉の語義とその歴史的変遷について、諸橋轍治緒『大漢和辞典』、二十四正史を中心に考察し、わが国との比較を試み、中国においていつごろの時代から道路、橋梁、築堤工事などを意味する言葉として使われるようになったのかについて調べた。

【キーワード：中国、正史、官職】

まえがき これまでにわが国における「土木」の語義および“Civil Engineer”の日本語訳の歴史的経過について報告してきた。本報では中国文献に現れる「土木」という言葉の語義について、諸橋轍治緒『大漢和辞典』を中心にして「中国二十四正史」（中華書局出版）などからの出典により、「土木」という言葉の変遷について調べ、それが現在と同じ意味に使われるようになった時代を明らかにしたい。

現在使われている「土木」という言葉の古い同義語には、土功、功作、功役、工役などがあり、また、これらのこと、つまり治水、築堤、架橋、道路工事などの土木建設のことがらを司る役名には司空、共工、冬官、将作、工部などがあり、また特に陂（つつみ）、ため池、灌漑など水に関することを司るものに都水あるいは都水監などがある。「土木」に関する用語は、これらの官名について記せられたものに出てくることが多い。そこで、官職についての説明などからも「土木」の語義を調べてみた。

1) 『大漢和辞典』にある「土木」の語義についての検討

この辞典で「土木」という項目を引くと次のようになる。多少引用が長くなるが正確さを記すため項目の全てを載せる。

【土木】トボク ㊦家づくり。ふしん。又、建築・築堤・道路開鑿等の工事。

〔國語、晉語九〕今土木勝、臣懼其不安人也。〔列子、天瑞〕禾稼土木。〔後漢書、郎顗傳〕土木營建。〔北史、齊後主紀〕詔、土木營造、金銅鐵諸雜作、一切停罷。㊦飾らないこと。ぶこつ。粗野。〔晉書、稽康傳〕稽康字叔夜、有風土、而土木形骸、不自藻飾。㊦堡の名。唐、置く。察哈爾省懷來縣の西。もと統漠鎮といふ。土木はその訛。〔讀史方輿紀要、直隸、萬全都指揮使司、

延慶右衛〕西南二十五里、地界相錯爲往來之孔道、本名統漠鎮、唐末高開道據懷戎時所置、後訛爲土木永樂初、置堡此。

諸橋著の中で①のふしん、架橋等の土木建設工事を意味する「土木」の出展として、まず〔國語、晉語九〕を上げている。これは周の左丘明の作といわれ、春秋時代の歴史を各国別に記したもので、その中にある「知伯家を美しく建てて滅亡する」の一節である。

智襄子爲室美、土苗夕焉。智伯曰室美夫。對曰、美則美矣、抑臣亦有懼也。智伯曰、何懼。對曰、臣以秉筆事君、志有之曰、高山峻原不生草木、松柏之地、其土不肥、今土木勝、臣懼其不安人也。室成三年而智氏亡。

この中の「今土木勝」とあるが、この「土木」の意味について、明治書院・新釈漢文体系87、大野峻著『國語』の通釈によると

前略…… 苗「わたくしは筆をとって君に事えておりますが、記録にこう書いてあります。『高山や高原に草木が生えず、松やひのきの生えている地は、その土は肥沃ではない』と。今土木が勝っていますので、わたくしは、そこに住む人を安泰にさせまいことが心配なのです」。家ができて上がって三年で智氏は滅んだ。

ここに示した解釈では「土木」が何を意味するなかについて具体的な言葉で示していない。しかし、前後の文章から判断すると、ここにある「土木」の解釈は前後の関係から、「家づくり」、つまり現在の感覚からみると「建築的」な意味を指していると考えられる。すなわち智氏は家（支配者としての豪華な屋敷）をつくることばかりに力をすぎて市民の生活を顧みなかったので新しい家ができて後、わずか三年で滅んだと解釈される。したがって現在の「土木」と同義語とは考えにくい。

また参考として、この「今土木勝」の解釈については小泉純一著『しびるえんじにありんぐえっせい』に次のように書いてある。（山海堂出版）

「最初の晋語の文の解釈について、近くの高校の先生にお聞きしたところ、『今、土木まさに臣らその人を安んぜざるを、おそれるなり』と読み下し、『土木がしっかりしておればビクビクおそれる必要はない』と解釈するそうであら。紀元前の極めて昔の時代から中国では土木という成語があり、現在とほぼ同様の意味で使われていたようである。ただその時代にも建築との区別があったのか、大漢和辞典に土木の引用だけではわからない。」

この解釈は前記のと比較するとは逆の解釈になっている。

次の出展として〔列子、天瑞第一、第十六章〕を示す。戦国時代の道家、列禦寇の著作といわれているが、魏・晉時代の偽作とされている書の一節である。

國氏曰、……以生吾禾殖吾稼、築吾垣建吾舍。陸盜禽獸、水盜魚鼈亡非盜也。夫禾稼土木、禽獸魚鼈、皆天之所生、豈吾之所有。……

ここにある「禾稼土木」は以生吾禾殖吾稼、築吾垣建吾舍に対する禾稼土木であるから、この「土木」は「垣」を造るための「土」と「家」を建てるための「木」とする建築資材を意味する言葉と解釈するのが妥当であろう。

三番目の出展にある「土木營建」は〔後漢書、郎顗傳〕にある。この書は後漢の正史であり、南北朝時代の宋の范曄が編纂したものである。出展の内容は朗凱が後漢の順帝に陳じた「便宜七事」の中の一つで、その最初の一事であり以下に示す。

一事、… 陵園至重、……又西苑之設 禽畜是處、離房別觀、本不常居、而皆務精土木、營建無己、消功單賄、巨億爲計。……

すなわち「又西苑を設け、禽畜を是に處き、房を離して別觀とし、本は常居せざるなり。而ち皆精

して土木の營建に務めて己無し、功を消し單に賄うに、巨億の計を爲す」というわけであるから、この「土木」は宮殿を建てたり庭園を造ったりすることと解釈される。これより土木、建築の両義と考えられるが、現在の感覚からは建築的な意味合いが強く感じられる。

〔北史、齊後主紀〕にある「土木營造」は前述の「土木營建」と同義と考えられる。

これらのことから『大漢和辞典』にある出展は、どちらかと云うと「建築」的な事を意味することばとして解釈され、現在我々が用いている「土木」、つまり架橋、築堤、道路建設などを意味している言葉とは同義語としては考えにくい。

2) 土木建設に関する職官名およびその文献に現れる「土木」の語義

土木関係の役名は中国においては非常に古い文献から出ている。このこととは中国文明が「黄河を治める」ことから始まったといわれ、土木工事が政治、経済に重大な役割をもっていたことから理解できる。『大漢和辞典』の諸橋は工部の説明として「その起源は堯、舜の時代に發し、即ち、唐虞の時、禹を司空として水土を掌らしめ、垂を共工として百工の事を掌らしめたことより始まる。」と言っているので、まず司空、共工を前述の文献により示すとつぎようになる。

〔共工〕 堯の時、水を治めた官。（『大漢和辞典』）〔書、堯典〕都共工、方鳩 功。「鄭注」共工、水官名、其氏名未聞。〔書、舜典〕流共工于幽洲。「釋文」少氏有不才子、毀信廢忠、云云、天下之民謂之窮奇杜預云、即共工。舜の時、百工の事を掌った官。（『大漢和辞典』）〔書、舜典〕垂汝共工。「鄭注」初堯冬官為共工。〔史記、五帝紀〕以垂為共工。

〔司空〕 官名。少昊の時、置く。唐虞以後、之に因る。周代には六卿の一つとなり、冬官、大司空といひ、水土の事を掌る。漢は御史大夫を改めて大司空とし、大司馬・大司徒と共に三公に列す。後、大の字を去って司空といひ、歴代、之に因る。明、廢す。後人、工部尚書を通稱して大司空といふ。（『大漢和辞典』）

〔書、舜典〕 兪曰、伯禹作司空。

〔蔡傳〕 平水土者司空之職。

〔書、周官〕 司空掌邦土居四民時地利。

このうち〔共工〕の出典の「書、堯舜典」の解釈については、これを人名にするものと官名にするものと二通りあるが、前後の関係からは人名とする説が多い。また、「書、舜典」および「史記、五帝紀」の「共工」についても二通りの解釈があり明らかでない。他に吉川幸二郎の『尚書正義』の中にある堯典の孔伝に、「共工は官称」とあるが、これらの出典では土木に関係する官名かどうかははっきりしない。

「司空」の蔡傳にある、「平水土」は水や土地のことを平らかにし、治める意味で、土木行政に関する官名と解釈できる。同じく「書、周官」の「掌邦土」は国土のことを司どる、という意味でやはり土木に関係している事が分かる。

続いて冬官、將作、工部についてのべる。

〔冬官〕 周代、土木工作の事を掌る。（『大漢和辞典』）

〔周禮、天官、少宰〕六曰、冬官、其屬六十、掌邦事。

〔周禮、冬官、考工記第六、疎〕鄭目錄云、象冬所立官也、是官名司空者、冬閉藏萬物、天子立司空、掌邦事、云云。

これは周代に使われた官名で司空と同じものである。しかし、この出典には土木という言葉はでて来ない。

【將作】 官名。將作少府という。秦、置く。宮室の造営を掌る。周の考工の職。漢の景帝の中元六年、將作大匠と改め、後漢、之に因り、宗廟・路寢・宮室・陵園の土木の工を掌る。魏・晉も亦之に因り、東晉・宋・齊には事ある毎に置く。梁・陳には大匠卿と稱し北齊には其の官を將作大匠、官署を將作寺と稱す。後周には匠師中大夫があり、城郭宮室の制を掌り、別に司木大夫を置いて土木に政を掌る。隨には將作監と稱し、官を將作大監・少監、或は將作大匠・少匠と號す。唐は大體、將作監・營繕監と稱したこともあり、土木工匠の政令を掌り、左校・右校・甄官・中校の四署を領す。宋・遼を経て、金には省く。元には將作院があるが、其の掌る所は金・玉・犀・象等の服飾、刺繍の製造で、土木等のことは繕工司・修内司・祇應司等が掌る。明・清には營繕司を置く。（『大漢和辞典』）

【漢書、百官公卿表】 將作少府、秦官、掌治宮室有兩丞・左右中候、景帝中六年、更名將作大匠、屬官有石庫・東園・主章・左右前後中校・七令丞。

【後漢書、志、第二十七、百官四】 將作大匠一人、二千石。本注曰；承秦、曰將作少府、景帝改為將作大匠。掌修作宗廟、路寢、宮室、陵園土木之功、斲樹桐梓之類列于道側。丞一人、六百石。

ここに示した漢書、後漢書の文献には土木という言葉はでてこないが、後漢書にある「土木之功」は建築的な性格が強いが、多少土木工事も意味する言葉である。「土功」とともに使われ、「土木」より多く出てくる。また、「土木」が現在の建築的な意味を現していたのに対し、「土功」という語句が現在の土木建設を意味する言葉として使われていたが、このことについては次報でおこなう。

【晉書、職官】 將作大匠、有事則置、無事則罷。

【宋書、百官上】 將作大匠、一人。丞一人。掌土木之役。秦世置將作少府、漢因之。景帝中六年、更名將作大匠。光武建武中元二年省、以謁者領之。章帝建初元年復置。晉氏以來、有事則置、無則省。

【南齊書、百官】 將作大匠。太僕。大鴻臚。三卿不常置。將作掌宮廟土木。

、【隨書、百官上】 天監七年・・・・將作大匠爲大匠卿、・・・大匠卿、位視太僕、掌土木之工。統左、右校諸署。

【隨書、百官中】 將作寺、掌諸營建。大匠一人、丞四人。

宋書には「掌土木之役」、南齊書には「掌朝廟土木」、隨書には「掌土木之工」、「將作」の説明に「土木」という語句がでてきて、その仕事あるいは工事をつかさどるとある。しかし、「土木」の具体的な内容を示した言葉はでてこない。おそらく、現在の土木、建築の両方の意味を含んでいる言葉として用いられていたものと考えられる。このことは唐書あるいは宋史になると一層あきらかになってくる。

【唐書、百官三、將作官】 監一人、從三品；少監二人、從四品下。掌土木工匠之政、總左校、右校、中校、甄官等署、百工等署。大明、興慶、上陽宮、中書、門下、六軍仗舍、閑廐、謂之内作；郊廟、城門、省、寺、臺、監、十六衛、東宮、王府諸廐、謂之外策。自十月距二月、休治功；自冬至距九月、休土功。凡治宮廟、太常擇日以聞。

【宋史、職官五、將作】 旧制、判監事一人、以朝官以上充。凡土木工之制、京都繕修隸三司修造、本監但掌祠祀、供省牲牷、鑪石、香、盥手、焚版弊之事。元豐官制行、始正職掌。置監、少監各一人、丞、主簿各二人。監掌宮室、城郭、橋梁、舟車營繕之事、少監爲之式、丞參領之。凡土木工匠板築造作之政令總焉。

ここに示した唐書、宋史にある「掌土木工匠之政」は土木および工匠の二つ役割を持っているため、

いまの土木の仕事内容と異なるものも含んでいるが、唐書にある「休土功」あるいは宋史にある都の修復、城郭、橋梁、板築など土木あるいは建築に関係することがらであり、ほぼ現在の建設と同義に使われている。元には將作院という官名があったが、土木には関係なく、これとは別に「工部」が治水を除く土木の仕事を司どっていた。諸橋はこのほかに繕工司、修内司等を土木関係のことを掌る官署と記しているが、これらは宮殿の建設、修理や大都の造作、また、府内の諸王邸の建築など、土木というよりは建築的な事にあたっていたものである。

つづいて「工部」について『大漢和』より一部を引用すると、

【工部】 官署の名。六部の一。營造工作の事を掌る。この名稱は六部の制度の完備した隋唐の時に起こった。工部の名は後周が、冬官大司空を置き、其の下に工部中大夫を置くに始まるが、其の職制は随代六部の制を設けたのに因って備はる。唐は之に因り、工部尚書一人を長とし、侍郎一人を副とし、工部・屯田・虞部。水部の四曹各郎中一人を置き、城池土木の程式、天下の屯田、在京官の職田、公廩、京師の衢閭・苑囿・津濟・船艦・渠梁・堤堰等の事を掌る。宋の元豐の官制には天下の城池・宮室・舟車・器械符印・錢寶の事及び百工・山澤・溝洫・屯田の政令を掌る。紹興三年、少府監を併せて工部に歸し、文思院を以て属す。元には修造・營建法式・諸作工匠・屯田・山林・川澤の禁並に江河・堤岸・道路・橋梁の事を掌る。以後、大體に於て大なる変化はなく、清代は尚書滿漢各一人、左右侍郎各一人を置き、其の下に營繕・虞衡・都水・屯田の四清吏司が付属し、主として土木工事の監督、軍需品・彈藥の製造、宮廷及び官用の器物・船舶・製作等を掌つたが、光緒三十二年の官制改革によって、農工商部に併合せらる。別に將作・都水の官は秦漢以來獨立していたが、明代に至り全く工部に併合せられた。

【事物紀原、三省綱轄部、工部】 工部、唐虞共工、在周禮爲冬官之職、漢置民曹、光武改主繕修工作池苑、魏爲左民、晉尚書爲起部郎、後周始曰工部也。

【隨書、百官下】 高祖既受命、改周之六官其所制名、多依前代之法。・・三公及尚書・・將作寺等、云云、工部尚書統工部、屯田侍郎各二人、虞部、水部侍郎各一人。

【唐書、百官一】 尚書一人、正三品；侍郎一人、正四品下。掌山澤、屯田、工匠、諸司公廩紙筆墨之事。其屬有四：一曰工部、二曰屯田、三曰虞部、四曰水部。工部郎中、員外郎、各一人、掌城池土木之工役程式、爲尚書、侍郎之貳。凡京都營繕、皆下少府、將作共其用、役千功者先奏。凡工匠、以州縣爲團、五人爲火、五火置長一人。四月至七月爲長功、二月、三月、八月、九月爲中功、十月至正月爲短功。雇者、日爲絹三尺、內中尚巧匠、無作納資。凡津梁道路、治以九月。

【宋史、職官三】 工部掌天下城郭、宮室、舟車、器械、符印、錢幣、山澤、苑囿、河渠之政。・・・凡道路、津梁、以時修治。尚書掌百工水土之政令、稽其功緒以詔賞罰。

【元史、百官一】 工部、尚書三員、正三品、侍郎二員、・・・掌天下營造百工之政令。凡城池之修濬、土木之繕葺、材物之給受、工匠之程式、銓注局院司之官、悉以任之。云云。

【明史、職官】 工部尚書一人、左右侍郎各一人、其屬司務廳司務二人、營繕・虞衡・都水・屯田四清吏司各郎中一人、員外郎一人、主事二人、云云、尚書、掌天下百工山澤之政令侍郎佐之。

【清會典、工部】 工部尚書、滿洲一人、漢一人、云云、掌天下造作之政令、與其經費以贍上奠萬民、凡土木興建之制、器物利用之式、渠堰疏障之法、陵寢供億之典、云云。

以上、隨書から清會典に至るまでしめしたように「工部」は「將作」と同様に土木建築等を掌っていた官名であり、ここで用いられている「土木」の語義は現在の「建設」と云う言葉とほぼ同義であると考えられる。

3) 種々の文献に現れた「土木」

ここで前述の文献以外に出てくる「土木」という言葉について、その文献を年代順に列記するとつぎのようになる。

〔列子、周穆王第三〕 穆王乃爲之改築、土木之功、赭望之色、無遺功焉。

〔列子、仲尼第四〕 伯豊子不應、伯豊子之從者、越次而進曰、大夫不聞齊・魯之多機乎、有善治土木者。有善治金革者。……

〔後漢書、梁統列傳〕 冀乃大起第舍、而壽亦對街爲宅、殫極土木、互相誇競。

〔後漢書、宦者列傳〕 狗馬飾雕文、土木被綺繡。

〔晉書、志第十七、五行〕 桓玄始纂、龍旂竿折。時玄田獵無度、飲食奢恣、土木妨農、又多姦謀、故木失其性。

〔宋書、第二十九、百官〕 材官將軍、一人。司馬一人。主工匠土木之事。漢左右校令、其任也。魏右校又置材官校尉、主天下材木事。

〔陳書、列傳第四、程靈洗〕 文季臨事謹急、御下嚴整、前後所城堡、率皆作水爲、土木之功、動踰數萬。

〔宋史、食貨下、會計〕 自是道家之奉有節、土木之費省矣。

〔宋史、食貨下、〕 是歲、詔内外勿給土木工作、非兩宮、倉廩。

ここに示した「土木」という言葉は現在の感覚からいうと、「土木」よりはどちらかというと「建築」的な語義のほうが強いが、両方を含んでいる「建設」という意味に解釈するのが妥当であると考えられる。

むすび

中国における「土木」の語義の歴史的な流れを述べてきたが、現在の日本語訳に当てはめるならば「建設」という言葉に近く、「土木」と「建築」は分離されていなく、両方を含んだ言葉として使われていた。あえて現在われわれが用いている「土木」と同義語といえるのは「土功」あるいは治水に関する事も含んでいる「水土」であろう。また、官職からみると今の建設省にあたるのは、古くは司空、冬官、將官であり、後に工部と都水監を一緒にしたものと考えられる。ここで、都水監について記述してある正史には「土木」という言葉は全く出てこない。しかし、中国においては「河川、運河」にかんする官職が他の土木と独立しており、その重要性が理解できる。